

平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会

運営要領（案）

1 有識者等からの意見聴取について

座長が必要と認めるときは、別途有識者等から意見を求めることができる。

2 検討会で使用した資料の公開について

検討会で使用した資料については、原則として、総務省ホームページに掲載する。

3 検討会の議事要旨等の公開について

検討会は原則として非公開とするが、議事要旨は、会議の終了後速やかに事務局において作成し、総務省ホームページに掲載する。

また、議事録は、会議終了後作成し、構成員の確認を得た上で総務省ホームページに掲載する。

4 その他

その他必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。